

福岡県医発第2345号(地)
平成21年 2月13日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「要介護認定等基準時間の推計の方法の一部改正について」に対する
パブリックコメント投稿のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護認定制度の見直し案につきましては、厚労省より、下記のとおり変更点及び説明が示されており、厚生労働省ホームページよりパブリックコメントの募集が開始されている旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

日本医師会においては、特に、運動機能が低下していない認知症高齢者に対する重度変更（いわゆるレ点制度）の見直しが行われようとしているにも関わらず、その変更による新ソフトでのモデル事業が行われないまま、平成21年4月には新たな方法へと移行しようとする点や、新たな一次判定ロジックにおいては、要介護5と判定された方の割合が従来より約2割減少しており、要介護5が軽度に判定されることがあれば、サービスの利用限度額が引き下がる点など、その分析作業についてこれまで厚労省に対して何度も申し入れがなされております。

本会におきましても、2月12日開催の本会全理事会にて協議の結果、本改正案についてのパブリックコメントを投稿することといたしました。

つきましては、貴会におかれまして、本改正案に関するご意見等ございましたら、2月24日(火)までに本会地域医療課宛メール (fpma-chiiki@fukuoka.med.or.jp) にてお送りいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

①認定調査項目等の変更

現行の82項目の認定調査項目を見直し、介護認定が適正かつ効果的に行わ

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
介護保険副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

上記改正案に関するご意見等ございましたら2月20日(金)までに当医師会事務局へご連絡下さい。

れるようにしました。これにともなって、認定調査項目を74項目とすることとしました。

②樹形モデルの見直し

コンピューターによる一次判定には、平成13年に実施したタイムスタディを基にした樹形モデルが使われているため、現在の介護に要する時間を適切に反映していない恐れがあります。新介護認定制度では、新たなタイムスタディに基づき、樹形モデルを見直し、実際の介護に要する時間を反映するようにしました。

③「要支援2」および「要介護1」の判定を一次判定で実施

新介護認定制度では、現行一次判定の「要介護1相当」に対し、二次判定で行っていた「要支援2」または「要介護1」の審査判定を、コンピューターによる一次判定で行うこととしました。これにより、介護認定審査会における審査員の負担を減らすとともに、審査結果のばらつきの低減が期待されます。

④二次判定で一次判定を変更する場合に検証する参考指標の見直し

現行は二次判定で一次判定を変更する場合の参考指標として、「要介護認定等基準時間の行為の区分ごとの時間」「日常生活自立度の組合せによる要介護度別分布」「要介護度変更の指標」「状態像の例」を選択することとしてきました。新介護認定制度では、一次判定を変更する場合、本来の判定基準としての「要介護認定等基準時間の行為の区分ごとの時間」のみを指標として採用することとしました。それにともない、介護認定審査会資料のレイアウトの変更を行いました。

⑤運動機能が低下していない認知症高齢者に対する重度変更の見直し

運動機能が低下していない認知症高齢者に対して重度変更する場合についても、現行の「自動的に要介護状態区分を重度化する方式」から、「基準時間を積み足す方式」に改めることとしました。なお、この機能は要介護認定モデル事業には搭載されていません。

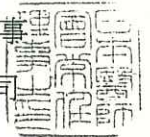
平成21年2月4日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕



「要介護認定等基準時間の推計の方法の一部改正について」に対する
パブリックコメント投稿のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、また、昨年より要介護認定の見直しについての一次、二次モデル事業の実施に関しましても格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護認定制度の見直し案につきましては、厚労省より、下記の通りの変更点、及び説明が示されております。

記

① 認定調査項目等の変更

現行の82項目の認定調査項目を見直し、介護認定が適正かつ効果的に行われるようにしました。これにともなって、認定調査項目を74項目とすることとしました。

② 樹形モデルの見直し

コンピューターによる一次判定には、平成13年に実施したタイムスタディを基にした樹形モデルが使われているため、現在の介護に要する時間を適切に反映していない恐れがあります。新介護認定制度では、新たなタイムスタディに基づき、樹形モデルを見直し、実際の介護に要する時間を反映するようにしました。

③ 「要支援2」および「要介護1」の判定を一次判定で実施

新介護認定制度では、現行一次判定の「要介護1相当」に対し、二次判定で行っていた「要支援2」または「要介護1」の審査判定を、コンピューターによる一次判定で行うこ

としました。これにより、介護認定審査会における審査員の負担を減らすとともに、審査結果のばらつきの低減が期待されます。

④ 二次判定で一次判定を変更する場合に検証する参考指標の見直し

現行は二次判定で一次判定を変更する場合の参考指標として、「要介護認定等基準時間の行為の区分ごとの時間」「日常生活自立度の組合せによる要介護度別分布」「要介護度変更の指標」「状態像の例」を選択することとしてきました。新介護認定制度では、一次判定を変更する場合、本来の判定基準としての「要介護認定等基準時間の行為の区分ごとの時間」のみを指標として採用することとしました。それにともない、介護認定審査会資料のレイアウトの変更を行いました。

⑤ 運動機能が低下していない認知症高齢者に対する重度変更の見直し

運動機能が低下していない認知症高齢者に対して重度変更する場合についても、現行の「自動的に要介護状態区分を重度化する方式」から、「基準時間を積み足す方式」に改めることとしました。なお、この機能は要介護認定モデル事業には搭載されていません。

以上

上記の改正案につきましては、これまでも各医師会から多数のご意見をお寄せいただいている次第であり、本会といたしましても、特に、運動機能が低下していない認知症高齢者に対する重度変更（いわゆるレ点制度）の見直しが行われようとしているにも関わらず、その変更による新ソフトでのモデル事業が行われないうまま、平成21年4月には新たな方法へと移行しようとする点や、新たな一次判定ロジックにおいては、要介護5と判定された方の割合が従来より約2割減少しており、要介護5が軽度に判定されることがあれば、サービスの利用限度額が引き下がる点など、その分析作業についてこれまで厚生省に対して何度も申し入れを行っているところであります。

今般、本改正案につきまして、別添参考資料の通り、厚生労働省ホームページよりパブリックコメントの募集が開始されておりますので、貴職におかれましてはご意見を厚生労働省あてに投稿いただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

敬 具

（添付資料）

・ 要介護認定等基準時間の推計方法（平成12年厚生省告示91号）別表第1～別表第8

別表第一

認定調査票

調査は、調査対象者が通常の状態（調査可能な状態）であるときに実施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、通常の状態でない場合は再調査を行って下さい。

保険者番号 _____ 被保険者番号 _____

認定調査票（概況調査）

Ⅰ 調査実施者（記入者）

実施日時	平成 年 月 日	実施場所	自宅内・自宅外（ ）
ふりがな		所 属 機 関	
記入者氏名			

Ⅱ 調査対象者

過去の認定	初回・2回め以降 (前回認定 年 月 日)	前回認定結果		非該当・要支援（ ）・要介護（ ）	
ふりがな		性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日（ 歳）
対象者氏名					
現住所	〒 -			電 話	- -
家族等 連絡先	〒 - 氏名（ ）調査対象者との関係（ ）			電 話	- -

Ⅲ 現在受けているサービスの状況についてチェック及び頻度を記入してください。

在 宅 利 用 [認定調査を行った月のサービス利用回数を記入。(介護予防)福祉用具貸与は調査日時点の、特定(介護予防)福祉用具販売は過去6月の品目数を記載]					
☐ (介護予防)訪問介護(ホームヘルプサービス)	月	回	☐ (介護予防)福祉用具貸与	品目	
☐ (介護予防)訪問入浴介護	月	回	☐ 特定(介護予防)福祉用具販売	品目	
☐ (介護予防)訪問看護	月	回	☐ 住宅改修	あり・なし	
☐ (介護予防)訪問リハビリテーション	月	回	☐ 夜間対応型訪問介護	月 日	
☐ (介護予防)居宅療養管理指導	月	回	☐ (介護予防)認知症対応型通所介護	月 日	
☐ (介護予防)通所介護(デイサービス)	月	回	☐ (介護予防)小規模多機能型居宅介護	月 日	
☐ (介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)	月	回	☐ (介護予防)認知症対応型共同生活介護	月 日	
☐ (介護予防)短期入所生活介護(特養等)	月	日	☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護	月 日	
☐ (介護予防)短期入所療養介護(老健・診療所)	月	日	☐ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	月 日	
☐ (介護予防)特定施設入居者生活介護	月	日			
☐ 市町村特別給付 []					
☐ 介護保険給付外の在宅サービス []					

施 設 利 用	施 設 連 絡 先
☐ 介護老人福祉施設 ☐ 介護老人保健施設 ☐ 介護療養型医療施設 ☐ 認知症対応型共同生活介護適用施設(グループホーム) ☐ 特定施設入居者生活介護適用施設(ケアハウス等) ☐ 医療機関(医療保険適用療養病床) ☐ 医療機関(療養病床以外) ☐ その他の施設	施設名 _____ 郵便番号 _____ 施設住所 _____ 電話 _____

Ⅳ 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境（外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無）、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

--

調査日 年 月 日

保険者番号

被保険者番号

認定調査票（基本調査）

1-1 麻痺等の有無について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。（複数回答可）

1. ない	2. 左上肢	3. 右上肢	4. 左下肢	5. 右下肢	6. その他（四肢の欠損）
-------	--------	--------	--------	--------	---------------

1-2 拘縮の有無について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。（複数回答可）

1. ない	2. 肩関節	3. 股関節	4. 膝関節	5. その他（四肢の欠損）
-------	--------	--------	--------	---------------

1-3 寝返りについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらなくてできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

1-4 起き上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらなくてできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

1-5 座位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 自分の手で支えればできる	3. 支えてもらえばできる	4. できない
--------	-----------------	---------------	---------

1-6 両足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支えなしでできる	2. 何か支えがあればできる	3. できない
-------------	----------------	---------

1-7 歩行について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらなくてできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

1-8 立ち上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらなくてできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

1-9 片足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支えなしでできる	2. 何か支えがあればできる	3. できない
-------------	----------------	---------

1-10 洗身について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 自立（介助なし）	2. 一部介助	3. 全介助	4. 行っていない
-------------	---------	--------	-----------

1-11 つめ切りについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 自立（介助なし）	2. 一部介助	3. 全介助
-------------	---------	--------

1-12 視力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 普通（日常生活に支障がない）
2. 約 1 m離れた視力確認表の図が見える
3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える
4. ほとんど見えない
5. 見えているのか判断不能 |
|---|

1-13 聴力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 普通
2. 普通の声がやっと聞き取れる
3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる
4. ほとんど聞こえない
5. 聞こえているのか判断不能 |
|--|

2-1 移乗について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 自立（介助なし） | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-2 移動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 自立（介助なし） | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-3 えん下について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|--------|---------|---------|
| 1. できる | 2. 見守り等 | 3. できない |
|--------|---------|---------|

2-4 食事摂取について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 自立（介助なし） | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-5 排尿について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 自立（介助なし） | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-6 排便について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 自立（介助なし） | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-7 口腔清潔について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| 1. 自立（介助なし） | 2. 一部介助 | 3. 全介助 |
|-------------|---------|--------|

2-8 洗顔について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 自立（介助なし）

2. 一部介助

3. 全介助

2-9 整髪について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 自立（介助なし）

2. 一部介助

3. 全介助

2-10 上衣の着脱について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 自立（介助なし）

2. 見守り等

3. 一部介助

4. 全介助

2-11 ズボン等の着脱について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 自立（介助なし）

2. 見守り等

3. 一部介助

4. 全介助

2-12 外出頻度について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 週1回以上

2. 月1回以上

3. 月1回未満

3-1 意思の伝達について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる

2. ときどき伝達できる

3. ほとんど伝達できない

4. できない

3-2 毎日の日課を理解することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください

1. できる

2. できない

3-3 生年月日や年齢を言うことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる

2. できない

3-4 短期記憶（面接調査の直前に何をしていたか思い出す）について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる

2. できない

3-5 自分の名前を言うことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる

2. できない

3-6 今の季節を理解することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる

2. できない

3-7 場所の理解（自分がいる場所を答える）について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる

2. できない

3-8 徘徊について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない

2. ときどきある

3. ある

3-9 外出すると戻れないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない

2. ときどきある

3. ある

4-1 物を盗られたなどと被害的になることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない

2. ときどきある

3. ある

4-2 作話をするについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない

2. ときどきある

3. ある

4-3 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない

2. ときどきある

3. ある

4-4 昼夜の逆転について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない

2. ときどきある

3. ある

4-5 しつこく同じ話をすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない

2. ときどきある

3. ある

4-6 大声を出すことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない

2. ときどきある

3. ある

4-7 介護に抵抗することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない

2. ときどきある

3. ある

4-8 「家に帰る」等と言い落ち着きがないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない	2. ときどきある	3. ある
-------	-----------	-------

4-9 一人で外に出たがり目が離せないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない	2. ときどきある	3. ある
-------	-----------	-------

4-10 いろいろなものを集めたり、無断でもってくることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない	2. ときどきある	3. ある
-------	-----------	-------

4-11 物を壊したり、衣類を破いたりすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない	2. ときどきある	3. ある
-------	-----------	-------

4-12 ひどい物忘れについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない	2. ときどきある	3. ある
-------	-----------	-------

4-13 意味もなく独り言や独り笑いをすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない	2. ときどきある	3. ある
-------	-----------	-------

4-14 自分勝手に行動することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない	2. ときどきある	3. ある
-------	-----------	-------

4-15 話がまとまらず、会話にならないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない	2. ときどきある	3. ある
-------	-----------	-------

5-1 薬の内服について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 自立（介助なし）	2. 一部介助	3. 全介助
-------------	---------	--------

5-2 金銭の管理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 自立（介助なし）	2. 一部介助	3. 全介助
-------------	---------	--------

5-3 日常の意思決定について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 特別な場合を除いてできる	3. 日常的に困難	4. できない
--------	-----------------	-----------	---------

5-4 集団への不適應について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない	2. ときどきある	3. ある
-------	-----------	-------

5-5 買い物について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる（介助なし）	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
--------------	---------	---------	--------

5-6 簡単な調理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる（介助なし）	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
--------------	---------	---------	--------

6 過去14日間に受けた医療について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

（複数回答可）

処置内容	1. 点滴の管理	2. 中心静脈栄養	3. 透析	4. ストーマ（人工肛門）の処置
	5. 酸素療法	6. レスピレーター（人工呼吸器）	7. 気管切開の処置	
	8. 疼痛の看護	9. 経管栄養		
特別な対応	10. モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）	11. じょくそうの処置		
	12. カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）			

7 日常生活自立度について、各々該当するものに一つだけ○印をつけてください。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）	自立・J 1・J 2・A 1・A 2・B 1・B 2・C 1・C 2
認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・II a・II b・III a・III b・IV・M

調査日 年 月 日 保険者番号 被保険者番号

認定調査票（特記事項）

1 身体機能・起居動作に関連する項目についての特記事項

1-1 麻痺等の有無, 1-2 拘縮の有無, 1-3 寝返り, 1-4 起き上がり, 1-5 座位保持, 1-6 両足での立位, 1-7 歩行, 1-8 立ち上がり, 1-9 片足での立位, 1-10 洗身, 1-11 つめ切り, 1-12 視力, 1-13 聴力

()
()
()
()

2 生活機能に関連する項目についての特記事項

2-1 移乗, 2-2 移動, 2-3 えん下, 2-4 食事摂取, 2-5 排尿, 2-6 排便, 2-7 口腔清潔, 2-8 洗顔, 2-9 整髪, 2-10 上衣の着脱, 2-11 ズボン等の着脱, 2-12 外出頻度

()
()
()
()

3 認知機能に関連する項目についての特記事項

3-1 意思の伝達, 3-2 毎日の日課を理解, 3-3 生年月日を言う, 3-4 短期記憶, 3-5 自分の名前を言う, 3-6 今の季節を理解, 3-7 場所の理解, 3-8 徘徊, 3-9 外出して戻れない

()
()
()
()

4 精神・行動障害に関連する項目についての特記事項

4-1 被害的, 4-2 作話, 4-3 感情が不安定, 4-4 昼夜逆転, 4-5 同じ話をする, 4-6 大声を出す, 4-7 介護に抵抗, 4-8 落ち着きなし, 4-9 一人で出たがる, 4-10 収集癖, 4-11 物や衣類を壊す, 4-12 ひどい物忘れ, 4-13 独り言・独り笑い, 4-14 自分勝手に行動する, 4-15 話がまとまらない

()
()
()
()

5 社会生活への適応に関連する項目についての特記事項

5-1 薬の内服, 5-2 金銭の管理, 5-3 日常の意思決定, 5-4 集団への不適応, 5-5 買い物, 5-6 簡単な調理

()
()
()
()

6 特別な医療についての特記事項

6 特別な医療

()
()
()
()

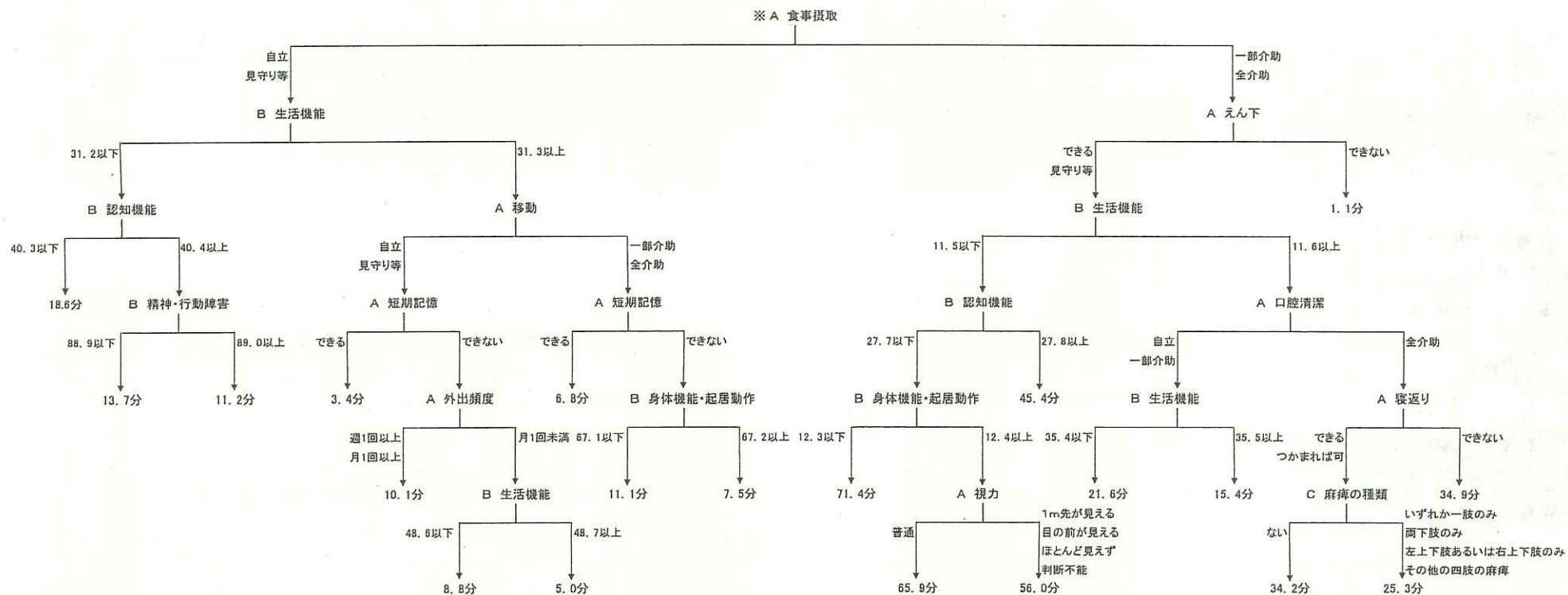
7 日常生活自立度に関連する項目についての特記事項

7-1 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）, 7-2 認知症高齢者の日常生活自立度

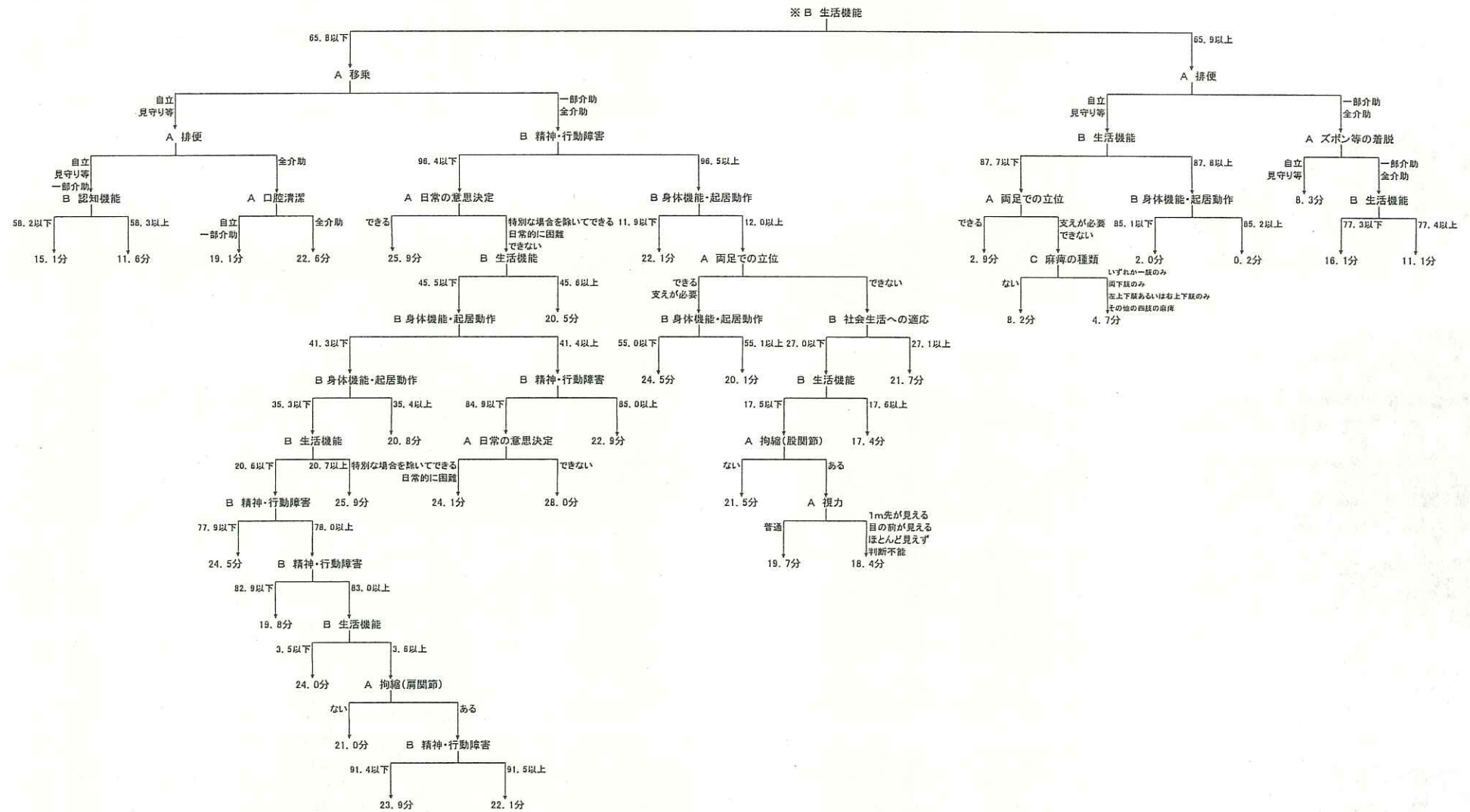
()
()
()
()

※ 本用紙に収まらない場合は、適宜用紙を追加して下さい

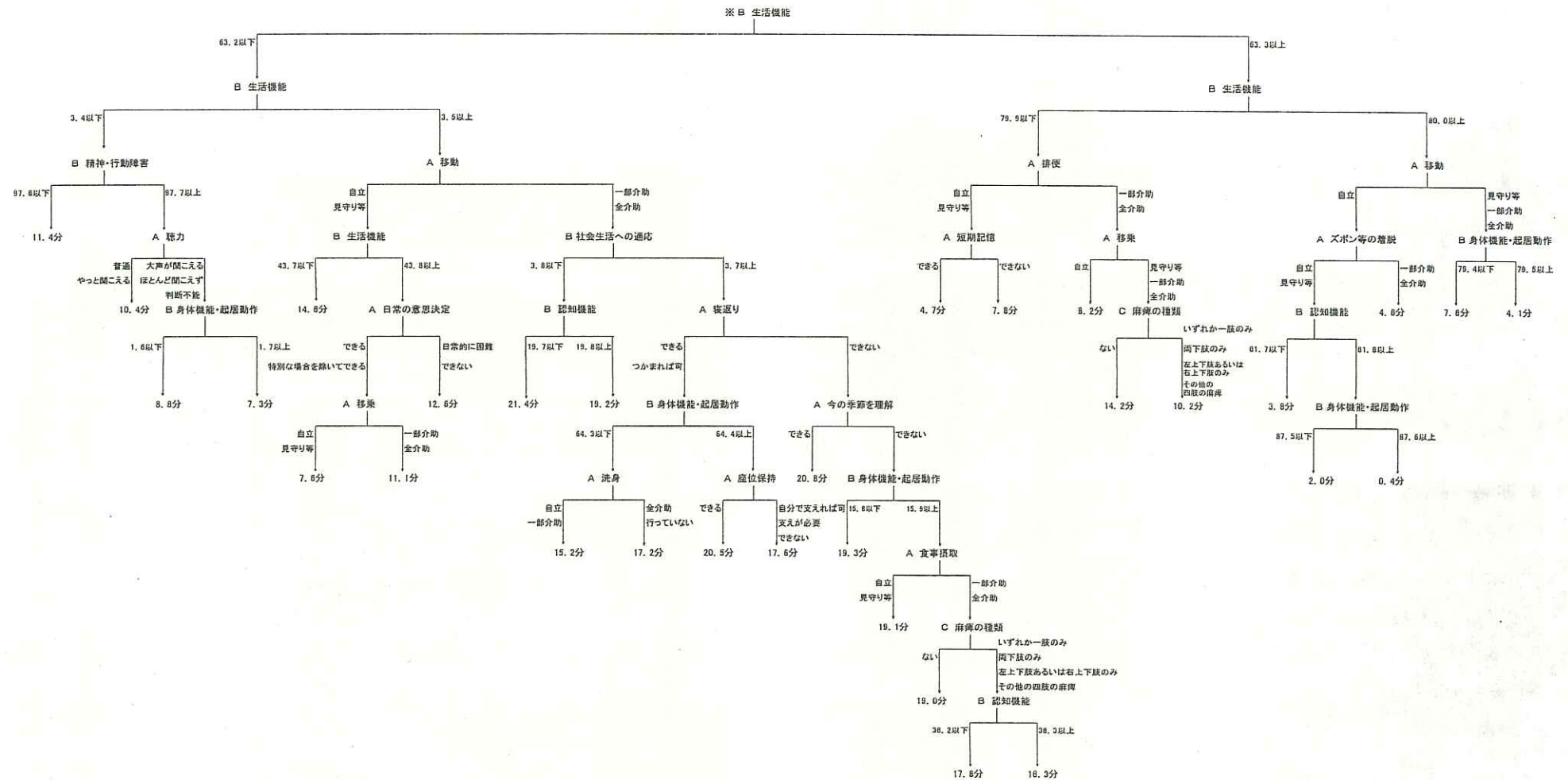
別表第二
直接生活介助
1 食事



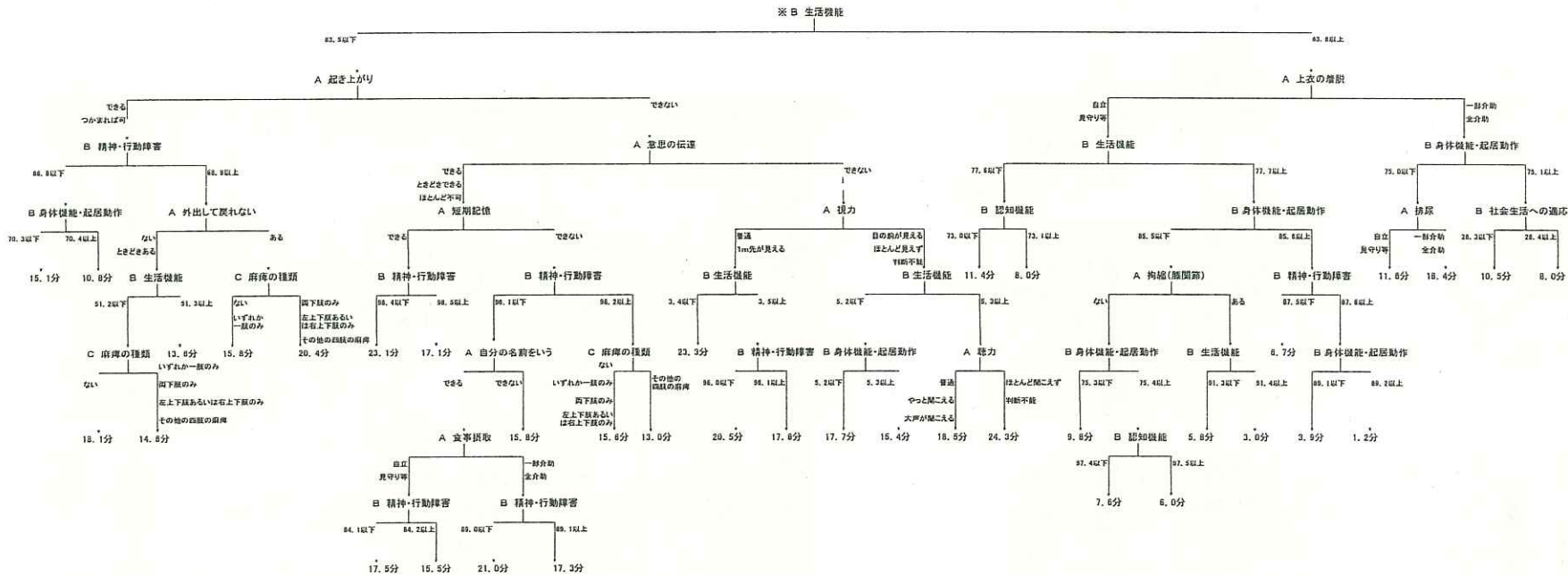
2 排泄



3 移動



4 清潔保持



注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐へ進む。

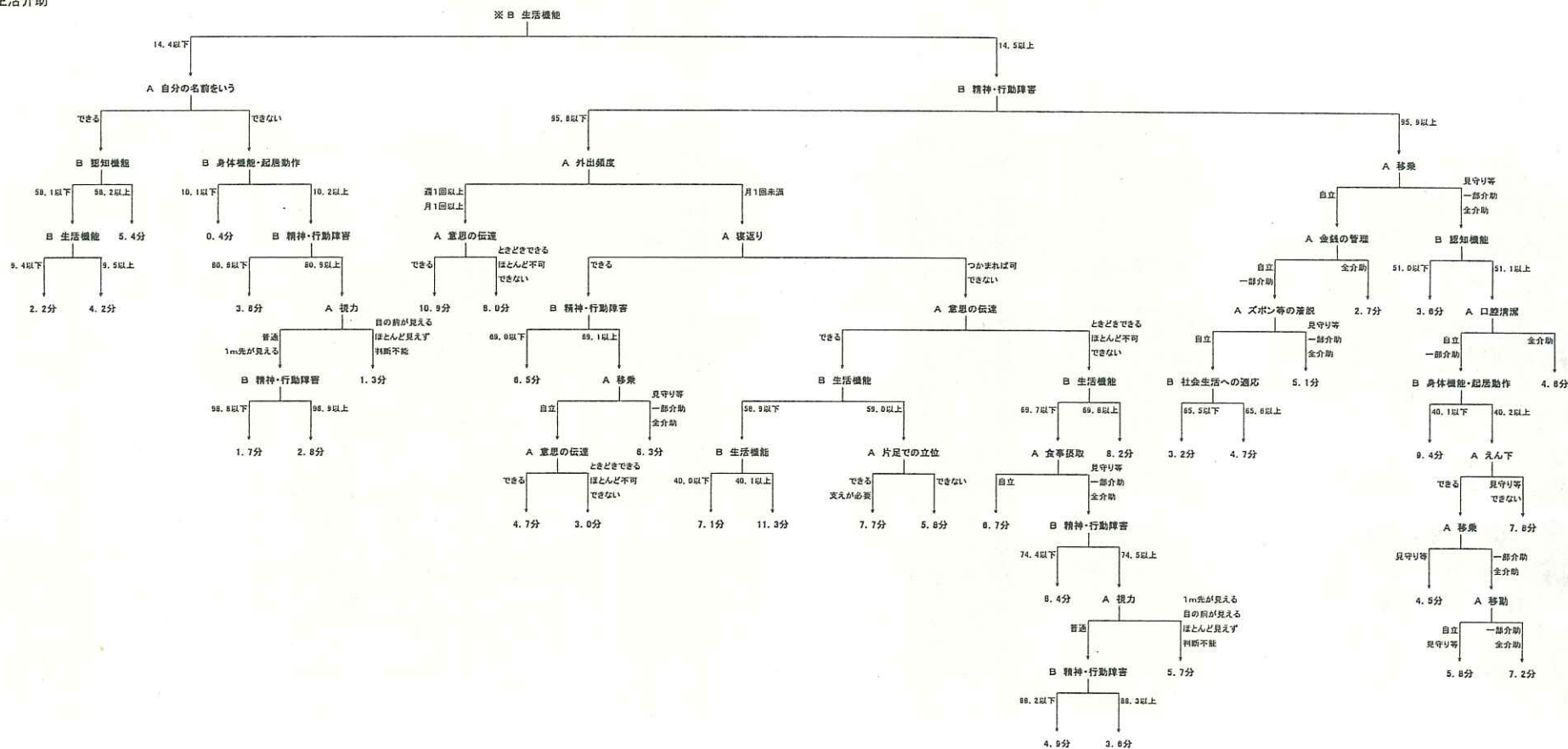
2. 次の分岐以降の分岐においても、1.と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。

3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。

4. Bの分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計結果に基づき行うものとする。

5. Cの分岐への選択は、別表第九により選択される麻痺の種類に基づき行うものとする。

別表第三
間接生活介助



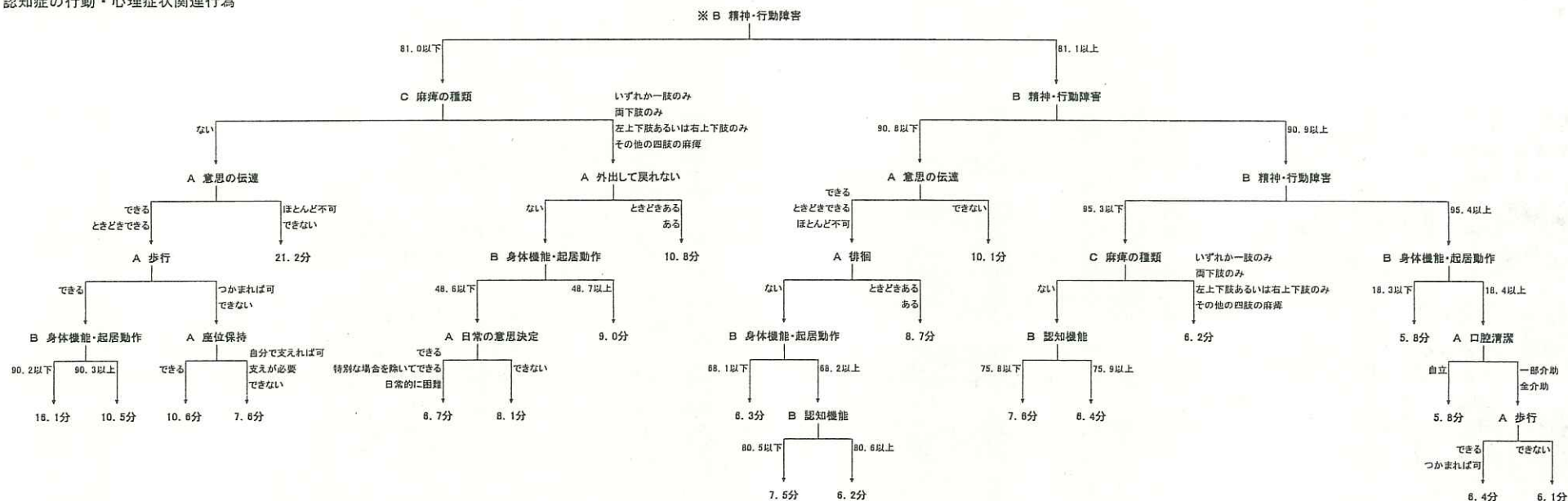
注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐へ進む。

2. 次の分岐以降の分岐においても、1.と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。

3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。

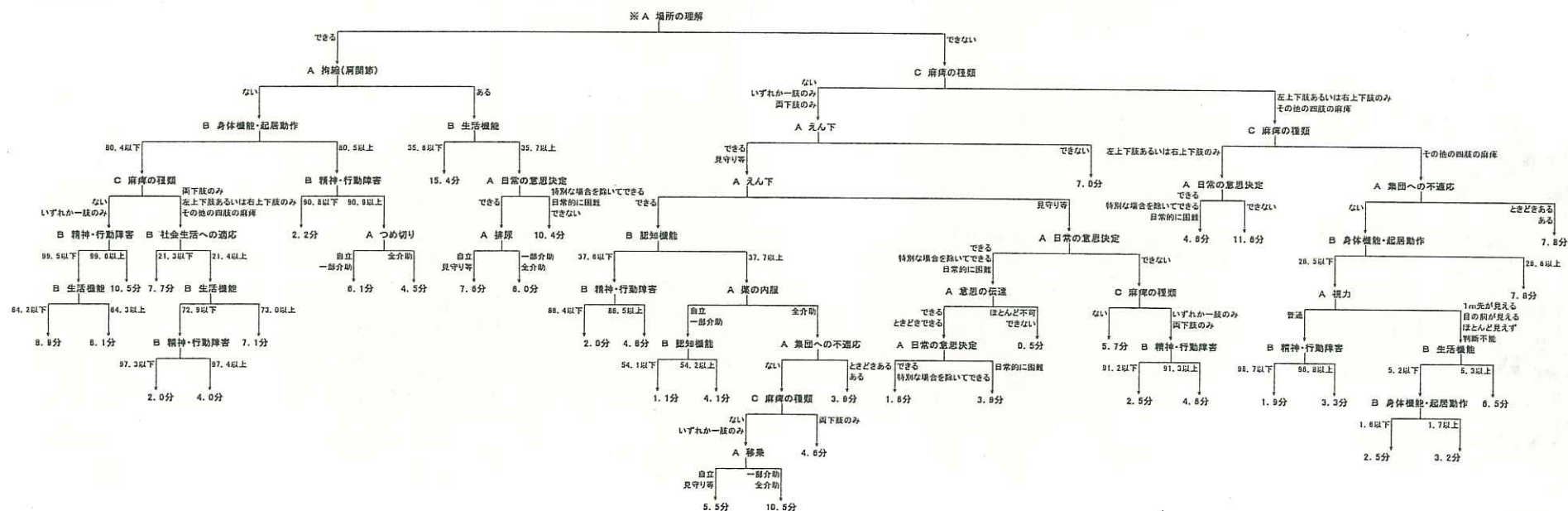
4. 日の分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計結果に基づき行うものとする。

別表第四
認知症の行動・心理症状関連行為



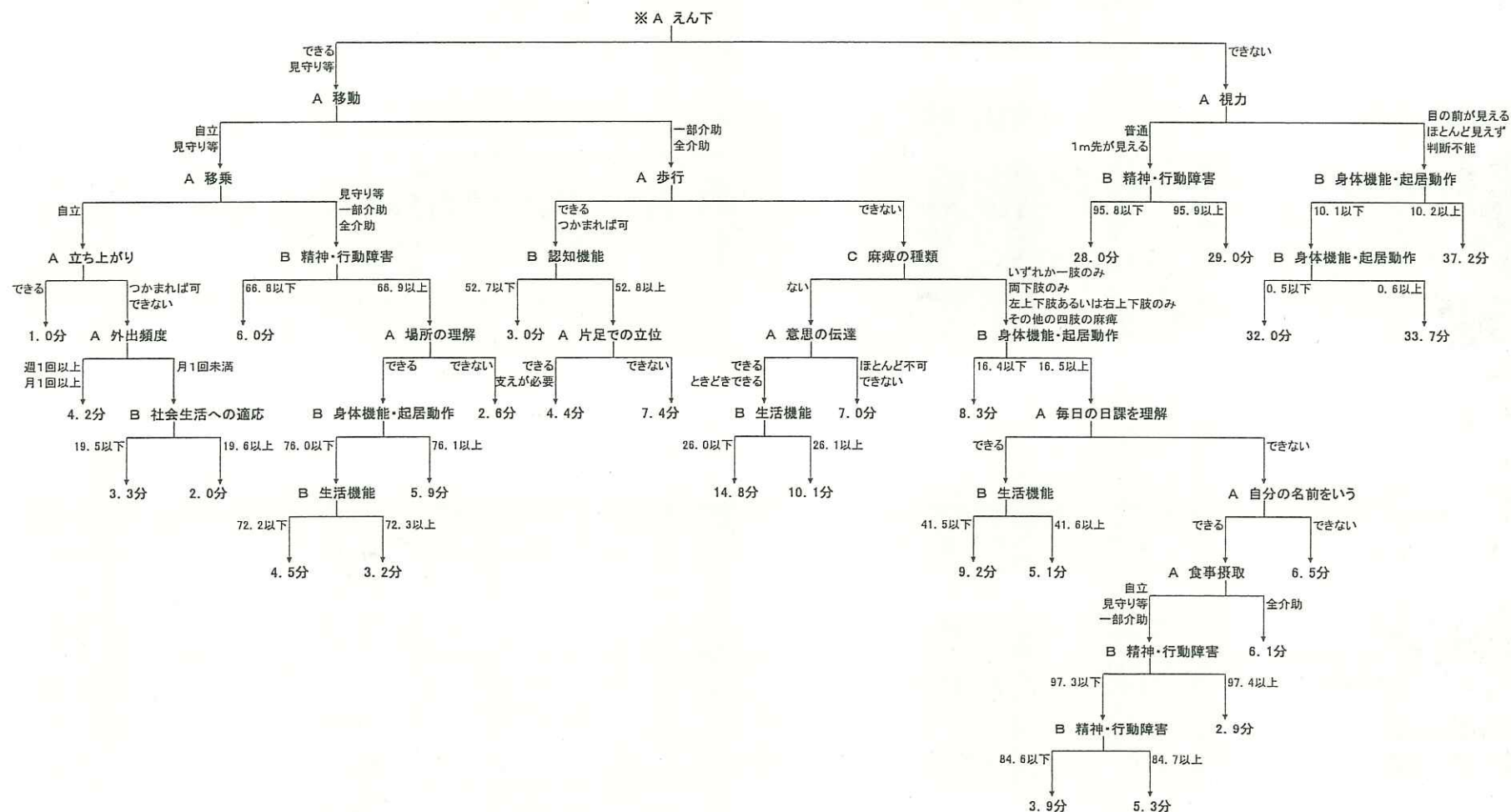
- 注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐へ進む。
2. 次の分岐以降の分岐においても、1.と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。
3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。
4. Bの分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計結果に基づき行うものとする。
5. Cの分岐への選択は、別表第九により選択される麻痺の種類に基づき行うものとする。

別表第五
機能訓練関連行為



注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐へ進む。
 2. 次の分岐以降の分岐においても、1.と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この表は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。
 3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。
 4. Bの分岐への選択は、別表第8により算定される各郡の合計結果に基づき行うものとする。
 5. Cの分岐への選択は、別表第9により選択される府県の種類に基づき行うものとする。

別表第六
医療関連行為



注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐へ進む。

2. 次の分岐以降の分岐についても、選択矢印が当該分岐に対して選択された方向に指す方向の分岐へ進むこととする。

3. 最初の分岐から最終的分岐においても、1.と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。

3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。

4. Bの分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計結果に基づき行うものとする。

5. Cの分岐への選択は、別表第九により選択される麻痺の種類に基づき行うものとする。

別表第七
特別な医療

区分	番号	項目名	時間（単位：分）
処置内容	1	点滴の管理	8.5
	2	中心静脈栄養	8.5
	3	透析	8.5
	4	ストーマの処置	3.8
	5	酸素療法	0.8
	6	レスピレーター	4.5
	7	気管切開の処置	5.6
	8	疼痛の看護	2.1
	9	経管栄養	9.1
特別な対応	10	モニター測定	3.6
	11	じょくそうの処置	4.0
	12	カテーテル	8.2

注 調査結果（6の項目）に基づき、当てはまるものに係る時間を合計する。

別表第八

中間評価項目

群	項目	点数									
1 身体機能・起居動作	麻痺	ない	6.5 点	いずれか一肢のみ	5.5 点	両下肢のみ	3.9 点	左上下肢あるいは右上下肢のみ	3.3 点	その他の四肢の麻痺	0 点
	拘縮(肩関節)	ない	2.3 点	ある	0 点						
	拘縮(股関節)	ない	2.7 点	ある	0 点						
	拘縮(膝関節)	ない	1.1 点	ある	0 点						
	寝返り	できる	9.0 点	つかまれば可	6.5 点	できない	0 点				
	起き上がり	できる	8.8 点	つかまれば可	6.7 点	できない	0 点				
	座位保持	できる	10.0 点	自分で支えれば可	8.4 点	支えが必要	4.7 点	できない	0 点		
	両足での立位	できる	8.7 点	支えが必要	6.2 点	できない	0 点				
	歩行	できる	7.6 点	つかまれば可	5.5 点	できない	0 点				
	立ち上がり	できる	9.7 点	つかまれば可	7.1 点	できない	0 点				
	片足での立位	できる	7.3 点	支えが必要	5.4 点	できない	0 点				
	洗身	自立	6.2 点	一部介助	4.4 点	全介助	0 点	行っていない	0 点		
	つめ切り	自立	4.1 点	一部介助	2.8 点	全介助	0 点				
2 生活機能	視力	普通	5.2 点	1m 先が見える	4.0 点	目の前が見える	2.9 点	ほとんど見えず	0 点	判断不能	0 点
	聴力	普通	10.8 点	やっと聞こえる	10.6 点	大声が聞こえる	9.8 点	ほとんど聞こえず	9.0 点	判断不能	0 点
	移乗	自立	9.1 点	見守り等	6.9 点	一部介助	3.5 点	全介助	0 点		
	移動	自立	8.1 点	見守り等	6.4 点	一部介助	3.7 点	全介助	0 点		
	えん下	できる	10.2 点	見守り等	7.2 点	できない	0 点				
	食事摂取	自立	9.8 点	見守り等	6.8 点	一部介助	4.6 点	全介助	0 点		
	排尿	自立	7.2 点	見守り等	5.9 点	一部介助	5.1 点	全介助	0 点		
	排便	自立	7.2 点	見守り等	5.7 点	一部介助	4.9 点	全介助	0 点		
	口腔清潔	自立	9.3 点	一部介助	5.2 点	全介助	0 点				
	洗顔	自立	9.0 点	一部介助	5.1 点	全介助	0 点				
	整髪	自立	7.9 点	一部介助	4.1 点	全介助	0 点				
	上衣の着脱	自立	9.4 点	見守り等	8.0 点	一部介助	5.7 点	全介助	0 点		
	ズボン等の着脱	自立	8.7 点	見守り等	7.3 点	一部介助	5.4 点	全介助	0 点		
外出頻度	週1回以上	4.1 点	月1回以上	3.4 点	月1回未満	0 点					
3 認知機能	意思の伝達	できる	17.7 点	ときどきできる	12.5 点	ほとんど不可	4.2 点	できない	0 点		
	毎日の日課を理解	できる	7.6 点	できない	0 点						
	生年月日をいう	できる	11.3 点	できない	0 点						
	短期記憶	できる	7.0 点	できない	0 点						
	自分の名前をいう	できる	16.3 点	できない	0 点						
	今の季節を理解	できる	9.1 点	できない	0 点						
	場所の理解	できる	11.6 点	できない	0 点						
	徘徊	ない	9.5 点	ときどきある	2.7 点	ある	0 点				
	外出して戻れない	ない	9.9 点	ときどきある	4.7 点	ある	0 点				
4 精神・行動障害	被害的	ない	7.0 点	ときどきある	3.2 点	ある	0 点				
	作話	ない	8.2 点	ときどきある	3.4 点	ある	0 点				
	感情が不安定	ない	5.0 点	ときどきある	2.5 点	ある	0 点				
	昼夜逆転	ない	4.2 点	ときどきある	1.9 点	ある	0 点				
	同じ話をする	ない	4.9 点	ときどきある	3.0 点	ある	0 点				
	大声をだす	ない	7.0 点	ときどきある	2.8 点	ある	0 点				
	介護に抵抗	ない	6.1 点	ときどきある	2.4 点	ある	0 点				
	落ち着きな	ない	7.8 点	ときどきある	2.1 点	ある	0 点				
	一人で出たがる	ない	8.7 点	ときどきある	2.3 点	ある	0 点				
	収集癖	ない	8.3 点	ときどきある	1.6 点	ある	0 点				
	物や衣類を壊す	ない	10.7 点	ときどきある	2.3 点	ある	0 点				
	ひどい物忘れ	ない	4.0 点	ときどきある	3.3 点	ある	0 点				
	独り言・独り笑い	ない	6.5 点	ときどきある	2.3 点	ある	0 点				
	自分勝手に行動する	ない	6.3 点	ときどきある	3.0 点	ある	0 点				
	話がまとまらない	ない	5.3 点	ときどきある	1.9 点	ある	0 点				
5 社会生活の適応	薬の内服	自立	21.2 点	一部介助	9.9 点	全介助	0 点				
	金銭の管理	自立	18.2 点	一部介助	9.5 点	全介助	0 点				
	日常の意思決定	できる	22.5 点	特別な場合を除いてできる	13.7 点	日常的に困難	5.5 点	できない	0 点		
	集団への不適応	ない	6.1 点	ときどきある	1.8 点	ある	0 点				
	買い物	できる	16.6 点	見守り等	9.2 点	一部介助	7.4 点	全介助	0 点		
	簡単な調理	できる	15.4 点	見守り等	9.0 点	一部介助	8.6 点	全介助	0 点		

注1. 調査結果に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を各群につき合計する。

2. 麻痺の項目のうち当てはまるものの選択は、別表第九により選択される麻痺の種類により行なうものとする。

1. パブリックコメント募集期間

平成 21 年 3 月 2 日（月）まで

2. 厚生労働省のホームページ

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) → 「パブリックコメント」 → 「パブリックコメント・意見募集案内（「電子政府の総合窓口」へリンク）」 → 「要介護認定等基準時間の推計の方法の一部改正について」

3. パブリックコメントの投稿先

○ ご意見には、件名に「要介護認定等基準時間の一部改正について」とご明記下さい。

（１）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局老人保健課あて

（２）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-3595-4010

厚生労働省老健局老人保健課あて

（３）電子メールの場合

https://www-secure.mhlw.go.jp/cgi-bin/getmail/publiccomment_input.cgi?mailto=kaigonintei@mhlw.go.jp

注）セキュリティの問題等からファイルの添付はできませんので御了承願います。

※ 問い合わせ先

厚生労働省老健局老人保健課 Tel：03-3595-2490